

指定整備工場の皆様へ

新元号が記載された自動車損害賠償責任保険等証明書の手扱いについて

平成31年4月17日より自動車損害賠償責任保険等の保険期間の終期日「至令和3年4月17日」と記載された証明書が発行されている、との問い合わせが相次いでおります。

本件について、保安基準適合証・適合標章への自賠責保険期間等の記載については、基本的には当該証明書の内容を転記することとされていることから、どのように取扱うべきか国土交通省自動車局整備課に確認しましたので、下記によりご案内いたします。

#### 記

3枚複写式の保安基準適合証

基本的には、自賠責保険証明書通り「～令和3年4月17日まで」と転記することとなりますが、平成31年4月30日までの間は、「令和」を「平成」に読み替えて「～平成33年4月17日まで」と記載しても問題ない。

以上